

## 「和解所見政府受け入れ」表明に対する声明

2011年1月28日

全国B型肝炎訴訟原告団

全国B型肝炎訴訟弁護団

- 1 本日、細川厚生労働大臣は、本年1月11日に札幌地方裁判所が提示したB型肝炎訴訟の和解所見（「基本合意案」）を、政府として正式に受け入れると表明しました。従前から、政府は、裁判所の所見を受け入れる方向であるとしてきましたが、今回、正式な受け入れを表明したもので、原告団としてひとつの前進であるとは考えます。しかし、本日の受け入れ表明には、何よりも和解の前提条件である、注射器の使い回しをしてきた国の加害責任について何ら言及されておらず、謝罪の意思も示されていません。今後基本合意に至るまでの道筋も示されていません。
- 2 私たちはすでに、苦渋の決断ですが、裁判所の所見を受け入れることを決めています。しかし、和解の基本合意に至るためには、国の謝罪のほか、被害者全員救済の実現や差別偏見をなくすための施策、真相究明・再発防止、一般恒久対策の推進など、基本合意のための前提条件が整えられることが不可欠です。本日の厚労大臣の表明は、これらの条件について何の方向も示されていないものであって不十分なものであると言わなければなりません。
- 3 私たちは、政府が和解所見を受け入れるのであれば、何よりも国の責任を明らかにして、私たち感染被害者に対して謝罪をするとともに、残されたもろもろの問題について協議をする場を設けることを求めます。

以上